

# 日本ビジネスコミュニケーション学会会則

## 第1章 総 則

### 【名 称】

第1条 本学会は日本ビジネスコミュニケーション学会（Association for Business Communication in Japan）と称する。

### 【目 的】

第2条 本学会はビジネスコミュニケーション学の理論的、実践的研究を行い、その成果を社会に発信し貢献することを目的とする。

### 【事務局】

第3条 本学会の事務局を理事会の定めるところに置く。

### 【支 部】

第4条 本学会は理事会の承認を経て支部を置くことができる。

### 【事 業】

第5条 本学会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- ①年次大会およびその他の学術的会合の開催
- ②機関誌、ニューズレター、ホームページの作成および学術図書等の刊行
- ③調査、研究の実施
- ④国際的学術活動
- ⑤その他、目的を達成するために必要な事業および活動

## 第2章 会 員

### 【会員の種類】

第6条 本学会の会員は次の通りである。会費については内規に定める。

- ①一般会員 ビジネスコミュニケーションの研究、教育、実践に従事する者及び関心のある者 ②  
学生会員 ビジネスコミュニケーションおよび関連領域の教育を受け、研究・実践に従事する学  
部生。 上記以外の会員については別途定める。

#### 【会員の入会・選出】

第7条 会員を希望する者は本学会の目的に賛同し、所定の手続きを行うこと。

#### 【会員の権利】

第8条 本学会の会員は次の権利を有する。

- ①一般会員 研究発表の機会、専門部会に所属し発表する機会、その他の事業活動  
に参加する機会、機関誌・ニューズレターの受領、ホームページ情報の受信  
②学生会員 研究発表の機会、学会が主催する事業活動に参加する機会、ホームページ情報

#### 【会員の義務】

第9条 本学会の会員は次の義務を守らなければならない。

- ①会則、議決を遵守する。  
②会費を納入する。

#### 【会員資格の喪失】

10条 会員は次の事由によってその資格を失うものとする。

- ①退会 ②除名

#### 【退 会】

第11条 会員で退会しようとするものは退会届けを提出しなければならない。

#### 【除 名】

第12条 会員が下記のいずれかに該当するときは理事会の議を経て理事長がこれを除名することが  
できる。

- ①会費を滞納したとき  
②本学会の会員としての義務に違反したとき

②本学会の名誉を傷つけ、目的に反する行為のあったとき

### 第3章 組織および役員

#### 【組織】

第13条 本学会に本部と支部をおく。

①本部に次の局をおく。

(a) 事務局 (b) 学術局 (c) 広報局

②本学会に支部をおくことができる。

(a) 関西支部

#### 【本部役員】

第14条 本学会本部に次ぎの役員をおく。

会長、副会長、理事長、副理事長、局長、副局長、支部長、理事、運営委員、監事

#### 【役員を選出】

第15条 ①理事は一般会員の中から理事長の指名により選出することができる。

②会長は理事会の推薦により理事長が選出する。

③理事長は理事会において選出する。

#### 【会長、理事長の任務】

第16条

①会長は本会を代表し、理事会の議決事項に基づく業務を執行する。

②理事長は本会を代表し、理事会を統括し業務を執行する。

③副会長は会長を補佐し、会長の職務を代行することができる。

④副理事長は理事長を補佐し、理事長の職務を代行することができる。

⑤理事は理事会を構成し、業務執行および運営に係る諸事項を議決する。

⑥運営委員は理事を補佐し、理事の職務を代行することができる。理事長の許可を得て理事会に参加できる。

⑦幹事は当会の会計及び業務を監査する。

### 【支部役員選出とその任務】

第17条 支部は支部長を選出し、支部長は副支部長やその他の支部役員を選出することができる。  
支部長は当該支部の会務の一切を統括し、副支部長は支部長を補佐する。

### 【名誉職、諮問機関】

第18条 本会の名誉職として、名誉会長、名誉理事、フェロー、名誉会員をおくことができる。諮問機関として、顧問、相談役、協力者として特別理事、客員理事をおくことができる。

## 第4章 会 議

### 【理事会、総会】

第19条 ①理事会は本学会の最高執行機関として本学会の事業および運営の責任を負う。  
②総会は一般会員をもって構成し、理事会の活動を審議し承認する。

## 第5章 会 計

### 【会計年度】

第20条 本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 内 規

1. 会則第6条会費に関する規定
  - ① 一般会員本部会費は年間7,000円とする。
  - ② 学生会員は年間500円とする。
2. 支部は支部規則により支部会費を定めることができる。

## 付 則

1. 本会則案、事業計画は、発起人会から付託された会則検討委員会により作成することが設立総会において承認される。
2. 第15条の規定にかかわらず、初期の役員は発起人代表が決定する。
3. 初期の役員の任期は、設立時における事業の進捗度を勘案し別途検討する。